2010.1.8

PL Report ＜2009 No.9＞

国内の PL 関連情報

経済産業省が製品安全対策優良企業を表彰

（2009 年 11 月 10 日　日刊工業新聞）

経済産業省は、民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させせることを目的とした「第 3 回製品安全対策優良企業表彰」の受賞企業を発表した。

本表彰制度では、2007 年から製品安全に前向きに取り組む企業の応募を募り、学識経験者や消費者団体などで構成された審査委員会にて、製品特性に留意しつつ取組の独自性や社内への浸透具合などの観点から審査し、優秀な企業を表彰している。表彰された 15 社は次のとおり。

- 大企業製造事業者・輸入事業者部門：東芝テック㈱、㈱アシックス、ソニー㈱、㈱クレハ
- 大企業小売販売事業者部門：㈱エディオン、㈱良品計画
- 中小企業製造事業者・輸入事業者部門：フットマーク㈱、㈱アペックス、㈲坂本石灰工業所、日本フイルム㈱
- 中小企業小売販売事業者部門：㈱ヤマグチ、㈱タケシゲ、㈲永谷テレビサービス、㈱ダイプロ、㈱パナ・トップ

ここがポイント

「大企業製造事業者・輸入事業者部門」最優秀賞を受賞した東芝テック㈱の受賞理由の一つは、設計段階において製品の全ライフサイクルにわたる安全確認が行われており、特に、製品使用者の様々な年齢層などによる人の特性から予想される誤使用を想定し事故防止に取り組んでいることです。また、出荷後における安全確認として、市場で起こった事故を R-Map 手法を活用してリスク判断し、実効性ある事故対応が実践されています。

製造事業者は、製品寿命に応じた使用環境の多様性を考慮したリスクアセスメントを行うと同時に、既販品の事故情報だけで無く、ヒヤリハット事例を解析するシステムの確立ができれば事故未然防止に有効となります。経済産業省で進めている経年劣化への対応や子供や老齢者も含んだ使用者による誤使用を検討し、適切な手法による事故分析を活用した判断ができるよう自社体制を整えておくことが大切です。

AED が作動しないおそれあり 10 万台を改修

（2009 年 11 月 21 日　日本経済新聞他）

自動体外式除細動器（AED）の輸入販売会社は、米国製 AED の約 10 万 7000 台がセルフテストでは検出できない故障により作動しないおそれがあり、無料で改修すると発表した。但し、改修までの措置として自主点検を呼びかける。

国内で電子部品の故障により AED が不作動となった事故があり、米国の製造者は、利用者による日常点検の実施を促す広告と注意喚起の文書送付を行うことを決めた。これを受け、国内輸入

販売会社が販売先に検査器具を配付して作動確認の自主点検を促すとともに、2010 年 5 月よりセルフテスト機能を改善したソフトウエアへの変更を行なう。

ここがポイント

改修対象の製品は、心臓が機能不全時に電気ショックを与えて救命手当を行う医療機器で、医療従事者以外にも使用が認められています。所有管理者以外の第 3 者が AED を使用することが考えられます。

公共施設などに設置された AED の保守点検は所有管理者にゆだねられており、保守体制にばらつきがあります。このため、今回の検査器具を配付しての所有管理者による自主点検では、実施が徹底されないおそれもあります。

製品販売者としては、「本製品の使用は人の生命にかかわる緊急事態時に使用されるものであること」、「使用者が第 3 者であること」を所有管理者に十分認識させ、保守管理責任の理解、管理手法の実行、問合せ先の表示などを行い、有効な保守管理ができるようにすることが重要です。また、今回のような根本的な措置が採られるまでの期間が長い場合には、医療機関以外が所有管理している製品につき、専門の点検会社に一定期間内の全数点検を委託するなどの対策も考えられます。

湯たんぽで「低温やけど」

（2009 年 11 月 26 日　ＮＨＫニュース他）

環境に優しいことや省エネになるという利点から湯たんぽが人気を集めているが、湯たんぽによる「低温やけど」事故が急増している。「低温やけど」は、温かく心地よいと感じる程度の温度でも、長時間にわたる皮膚への接触で発症するという特徴がある。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の発表によると、「低温やけど」の事故情報は 1996 年 4 月～2009 年 10 月までに 77 件あり、湯たんぽによる事故が 26 件と最も多くなっている。

財団法人製品安全協会では、2005 年 3 月に湯たんぽの SG 基準のうち取扱説明書に関する項を改正し、低温やけどに対する注意文書を製品販売時に同梱することを規定している。

ここがポイント

44～50℃の比較的低い温度でも、長時間にわたり皮膚の同じ箇所に触れ、筋肉などが懐死する「低温やけど」を被る事故が増えています。もっとも多い湯たんぽによる低温やけどの事故件数の増加は、

- 使用者が低温やけどの知識が乏しく、それほど熱くない温度で起こるため危険意識が薄いこと
- ぬいぐるみの中に入れて使うタイプなどの商品の販売が伸び、2004 年度までは年間 100 万個程度であった出荷数がその後急増し、特に 2008 年度は前年度の 3 倍である約 890 万個に増えたこと

などがその原因と考えられます。

湯たんぽは長時間にわたり暖めたい場合に使用されることが多いため、事業者は

- 取扱説明書および製品本体の表示の中に低温やけどの危険性について記載し、注意喚起を徹底すること
- 体の同一個所の長時間接触防止、就寝時の使用禁止などの対策の指示をすること

が重要となります。

海外の PL 関連情報

米国消費者製品安全委員会が年次報告を発表

米国の消費者製品安全委員会（CPSC）は 11 月 16 日、2009 年の年次報告書を発表した。年次報告書は「2009 年の活動と説明報告書」というタイトルで、2008 年 10 月からの 1 年間の活動や自己評価等を記載している。1 年間に 465 件の自主リコールが行われ、対象製品点数は 2 億 3000 万点に及んだ。また、事故報告・リコールに関する民間企業への罰金は合計 980 万ドルに及んだ。主な活動項目は次のとおり。

- 消費者製品安全改善法（2008 年制定）による玩具の鉛規制
- 輸入製品の検査強化と欠陥建材による健康被害への対処
- 新プール・スパ安全法による規制
- 北京への海外事務所開設と中国当局との定期会議
- 消費者への安全情報伝達のための近隣安全ネットワークの充実

ここがポイント

報告書の対象期間中、政権交代に伴って CPSC の長官も交代しています。新長官は民主党の意向で選ばれており、より大きな予算で、消費者の安全確保のために積極的な活動を行うことが予想されます。

2009 年のもっとも積極的な対応の一つに、中国製の建材の化学物質問題があります。多くの消費者が健康被害を訴える中、原因究明や被害調査を行うだけでなく、入港地で輸入品の検査を行い、中国国内にも検査施設を設けて船積み前の製品検査を開始しました。

生活に利用される製品のほとんどが輸入品となり、その多くが中国からの輸入製品であることから、中国との交渉を行うとともに、輸入時の検査を強化することになりました。CPSC が注目するのは中国からの輸入品ですが、貿易障壁を無くそうとする動きの中で、中国だけに厳しい態度もとれず、日本も含めた海外からの輸入製品への規制が強まることが予想されます。

中国でメラミン入りミルク事件の集団訴訟が開始

北京の裁判所で 11 月 27 日、メラミン混入の粉ミルクにより腎臓結石症などの泌尿器疾患を患った被害者を原告とする集団訴訟の裁判が開始された。

メラニン入りミルク事件では、6 名の死亡を含み 30 万人以上が被害を被っており、製造業者への刑事裁判では会社幹部が死刑や無期懲役などの判決を受け、製造業者は破産している。被害者へは製造業者からの出資基金による和解の交渉が行われたが、多くの被害者は金額が少なすぎるとして和解を拒否し訴訟が提起されていた。

多数の訴訟が各地で提起されたが裁判所が不受理の判断を下す中、200 名の被害者を集めた集団訴訟の裁判が開始された。総額 3600 万元（約 4 億 6800 万円）が請求されている。これを契機に他の裁判所への訴訟提起も見直される可能性がでてきた。

ここがポイント

メラミン混入の粉ミルク事件は中国の食品安全問題でもっとも大きな事件の一つです。（PL レポート 2008 年第 10 号）被害は日本を含めた外国まで及び、中国における乳製品の市場を大きく変えることになりました。中国産ミルクの販売が激減し、海外からのミルクが急増しました。中国政府はミルクを含めた食品安全法を急ぎ制定することになりました。（PL レポート 2009 年第 1 号）メラミン入りミルク事件では刑事訴訟も提起され、2 名が死刑となり執行された他、多くの者が重罪の判決を受けています。

当該ミルクの製造業者 22 社の賠償能力では被害者全員への十分な補償は到底不可能であることから、政府は訴訟による補償に否定的であり、提訴を不受理とした裁判所が多くありました。一方で、本件を含めて 6 件の集団訴訟が受理されています。今回初めて集団訴訟の裁判が開始されましたが、十分な資力が被告企業側にあるわけではないので、訴訟の成り行きは予想できません。

事故後に政府の後押しで製造業者による補償基金が設立され被害者への補償、和解が進められ、その内容は、死亡の場合 20 万元（約 260 万円）、入院などをした重度の場合 3～5 万元（約 39～65 万円）、軽度の場合 2 千元（約 2 万 6 千円）とされ、決して十分とはいえない内容でした。民事訴訟で補償を求める権利はあるものの、政府が主導する補償基金での示談に応じさせようとする圧力の中、集団訴訟の裁判が進められることは、中国では画期的なことといえるでしょう。